

政策提言

現政権の政治は、立憲主義・民主主義・平和主義を破壊するものであり、ミリタリズムによって共生社会に致命的な暴力をふるい、個人の尊厳と自由、幸福の追求を深刻に損なうものである。

総じてその政策は、「現実主義を偽装した観念論」であり、不正である。

よってここに、平和憲法に則った、より優しく愛と希望のある未来への試み、その一環としての、「来たるべき世界のための政策提言」の骨子を表明する。

憲法

- 平和憲法の改憲を認めず、その理念の具現化と国際化のための不断の努力を誓う。

(資料2「平和憲法／自民党改憲案・対照表」を参照)

教育基本法

- 現行の教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）は廃止し、平和憲法の精神を具現するものであった教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）を回復する。
- 教育基本法の改悪は、憲法を改悪する前段として権力によって位置づけられていると考えるべきである。そのイデオロギー的な改悪は多岐にわたるが、1.日本の伝統の賛美のみがあり、過去の罪責に対する反省が完全に削除されてしまっていること、2.憲法の精神に則った平和を待望する民主的な教育という根幹が致命的に壊されてしまっていること、3.「公共の精神」の名の下に愛国心を強制し、権力にとって都合のよい人材をつくり出す機能を教育に押し付けていること、等が指摘されるべきである。

(資料1「教育基本法・新旧対照表」を参照)

精神・表現・交流の自由

- 特定秘密保護法（平成二十五年十二月十三日法律第八号）は廃止する。

- 日本では、憲法および国際法の水準からみても、高校生をはじめとする学生および教育現場への社会・政治的な不当な抑圧が存在し、よってすみやかに除去されるべきである。

立憲デモクラシーの制度的構想

- 立憲主義を制度的に支えるための「立憲民主主義促進法」を超党派で制定する。
(<http://redemos.com/>を参照)
- 参加型民主主義を支えるための公職選挙法の改正を行う。

国際平和政策

- いわゆる安全保障関連法は廃止し、2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を撤回する。なお、立法府の責任において、2015年7月17日の参議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における議決の不存在を確認し、議事録の改竄を謝罪・撤回したうえで、然るべき処置を施さねばならない。また、「非核三原則」を堅持し、2014年4月1日の閣議決定「防衛装備移転三原則」を撤回したうえで、1967年の「武器輸出禁止三原則」および「武器輸出に関する政府統一見解」の規定を回復する。
- 自衛隊を全面的に改編し、文民による国際的な災害救助・民生協力・対話仲介を行う「国際平和協力隊」とする。すなわち軍備を所持しない、軍人による軍隊から文民による結社への平和憲法に則った根本的な改組である。
- 日米の軍事同盟は解消し、その関係をアジア太平洋地域のより開かれた友好交流関係へと発展させるとともに、国際連合による国際平和体制へのイニシアティブを発揮する。平和憲法はその理念と具現化を国際的なものとして追求することを求めており、日本は国家権力が指揮権を持つ軍事力を保持できず、いわゆるPKOにも文民による警察活動までしか参加できないことを明確に堅持・表明したうえで、他国が軍事力を保持し行使するがゆえに現状ではできていない平和外交や紛争解決のための仲介、戦争の原因を除去するための長期的な民生支援（教育・福祉等）を行うものとする。それが敵対関係を前提とした軍事同盟による「安全保障」政策の真の、唯一のオルタナティブである（付論1〈研究ノート〉非武装平和の構想を参照）。

経済・社会保障・税制

- 「拡大のための経済」から「人間のための経済」へその理念を転換し、エネルギー・ライフスタイルのシフトにおいて、脱原発および化石燃料の大量消費からの脱却、自然再生エネルギーの普及をすみやかに進める。
- 現在の日本の経済政策は、いわゆるグローバル資本主義の流れになんら逆らうことなく乗っかり「勝ち組」になろうとする、理念も節操もない無責任なものである。大企業を優遇し、その財政面での“帳尻合わせ”をさせられているのが、庶民や弱い立場にいる人びと、次の世代であるこどもたち、中小企業である。その結果といえば、国内外における競争・格差の拡大と社会の不安定化、富裕層への権力の集中とそれら脱税等による不平等・不公正の拡大、民主主義とコミュニケーションの空洞化、人びとの平和的生存権や教育を受ける権利および未来への希望の不当な侵害である。その是正策としてまず優先されるべきなのは、税制の抜本的かつ民主的な変革である（そのひとつの方向性として、付論2「民間税制調査会・提言」を参照）。
- 日本の場合、グローバル企業の租税回避や海外での労働搾取などの法律がまだ無いというだけのグレーゾーンの諸問題について、政府が調査や追求に消極的であることだけでなく、政府要人が外遊のたびにグローバル企業を引き連れて行き、税金を使って諸外国にODAや資金提供をする代わりに日本企業の受注を求めるというやり方も、けっして看過されてはならない問題である。これは外交を隠れ蓑にした大企業への税金の横流しに等しく、円借款を日本の経済戦略に使おうという発想は国際社会において信用を損なうやり方である。自衛隊の国際平和協力隊への改編とも合わせて、平和憲法とくに前文と九条に則った国際社会における日本の在り方を追求すべきであり、それがわたしたちを含めたすべての人びとにとってもっとも望ましい「安全保障」になるはずである。
- 消費税は廃止し、資産税および金融取引税を創設する。
(消費税の税収は安定財源にはなるものの税率を上げるほど逆進性が亢進し、さらに、国内消費が落ち込み経済自体は悪化するという本末転倒の現象が続いている。また、消費税の仕組みは、輸出大企業への莫大な消費税還付という問題があり、2011年の消費税率5%の段階でも、トヨタをはじめ輸出大企業の有力二十社だけで消費税の還付金が1兆1751億円にも達している。こうした不公正な税制の在り方が民主主義社会の存立を危うくしており、庶民が取り引きする消費税ではなくて、富裕者が取り引きを行っている金融取引を中心に課税するという発想に転換すべきである。)

- 日本の防衛費はそのほとんどすべてを段階的に削減し、他の財源に充てるのが現実的に可能である（憲法は永久平和主義を定めており、本来は「防衛費」というカテゴリーは存在しない）。
- 法人税に関しては、軽すぎる税率はもちろん、徴収すべきものを徴収していない不公正な状態であり、早急かつ厳正な是正が求められる。
- 所得税に関しては、その累進課税がもっとも細かくかつ傾斜が鋭かったかつての水準に戻すべきである（参照：所得税の税率構造の推移 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/035.htm）。
- 国際的租税回避の対策および国際連帯税の創設に努める。

（金融取引への課税という構想に関しては、「もうひとつの世界の可能性を求めて」
http://www.jca.apc.org/attac-jp/ATTAC_builduphtml.htmlを参照。）
- 長期的には、ベーシック・インカムを展望する。

教育・福祉

- 高等学校修学支援金の支給対象から朝鮮学校の生徒のみを除外している差別的待遇は、即時に解消し謝罪がなされるべきである。
- 日本の公的な教育支出は、いわゆるOECD諸国のなかでも最低水準であり、その結果として、教育を受ける権利の平等な保障や未来への希望としての学習権の十分な支援はなされていない。平和憲法に則り、防衛費を削減し、公正な税制によって財源を確保することで、こどもたちの教育と福祉、未来と希望への支援に充てることができるかが真剣に問われている。
- 保育を含めた児童福祉の充実をはかるとともに、高等学校の授業料の全面無料化や大学等の学費を現在の半分程度まで軽減すべきである。また、給付型奨学金制度の増設や希望者は誰でも受けられる無利子型貸与奨学金の大幅拡充が必要である。

2016 May/ver.1.0

2016 June/ver.1.1,1.2

2016 July/ver.1.3